

第 1 5 回

# 「販売」を軸とした米システム のあり方に関する検討会議事録

於：農林水産省三番町共用会議所

平成20年7月25日

**農林水産省**

## 目 次

	ページ
1. 開 会	1
2. 議 事	
(1) 米関連政策の実施状況について	2
(2) 生産調整に関するヒアリング	
北海道農政部食の安全推進局長 竹林 孝 氏	8
栃木県農政部参事兼生産振興課長 鈴木 崇之 氏	10
千葉県農林水産部長 加藤 勝 氏	12
滋賀県農政水産部技監 植田 儀一郎 氏	15
(3) 意見交換	18
(4) その他	30
3. 閉 会	32

## 開 会

○村井需給調整対策室長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第15回「販売」を軸とした米システムのあり方に関する検討会を開催させていただきます。

委員の皆様並びにヒアリングの皆様には、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。需給調整対策室長の村井でございます。本日は、よろしく願いいたします。

まず初めに、お手元に配付しております資料を確認させていただきます。本日は、6点、まず資料1「米関連政策の実施状況について」、資料2「北海道における米の生産調整の取組状況」、資料3「栃木県における米政策改革の推進について」、資料4「千葉県の生産調整に対する取組について」、資料5「滋賀県における生産調整の取組について」でございます。最後に参考としまして「今後の検討会スケジュールについて」でございます。よろしいでしょうか。

検討会の委員の皆様の出欠状況ですけれども、立花委員、中島委員、富士委員におかれましては、御都合がつかず本日御欠席との御連絡がありました。

さて、前回の検討会では、中間論点整理の取りまとめを行っていただきました。あらためて感謝申し上げます。

本日の検討会では、4道県の県庁の幹部にご出席いただき、生産調整の実施状況について、各地域における現状等の御説明をお願いすることとしております。

お忙しい中、本日のヒアリングに御出席いただき感謝申し上げます。それでは、ヒアリングをお願いしております4道県の皆様を御紹介いたします。

最初に、北海道農政部食の安全推進局長の竹林 孝様でございます。

続きまして、栃木県農政部参事兼生産振興課長の鈴木崇之様でございます。

続きまして、千葉県農林水産部長の加藤 勝様でございます。

最後になりますが、滋賀県農政水産部技監の植田儀一郎様でございます。

本日は、よろしく願い申し上げます。

それでは、以降の進行を八木座長にお願い申し上げます。

## 議 事

### (1) 米関連政策の実施状況について

○八木座長 おはようございます。それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

本日は、生産調整の実施状況について、最初に農林水産省から説明いただき、引き続き各県から生産調整の状況などを御説明いただき、その後、委員の皆さんと意見交換をお願いしたいと考えております。

それでは、最初に村井室長からお願いします。

○村井需給調整対策室長 それでは、資料1の「米関連政策の実施状況について」に基づき、20年産の生産調整の取組状況を中心に御説明したいと思います。

まず、資料1ページ目をお開きいただきたいと思います。「平成20年産米の生産調整に関するこれまでの取組状況」ということで、昨年秋の米価の下落を受けまして、生産調整の取組が大変大きな政策的課題になったわけでございます。そのような状況を受け、昨年12月21日、農林水産省におきまして、農林水産大臣をヘッドとする農政改革三対策緊急検討本部において、20年産の生産調整の取り進め方に関する基本的な方針として、「当面の生産調整の進め方」を決定いたしました。

これに基づき、12月27日には、行政、生産者団体等がメンバーになっております全国水田推進協議会におきまして、「生産調整目標達成のための合意書」の締結を行っております。また、それ以降、特に19年産において過剰作付けの多かった県を中心に、本省の幹部が直接各県にお邪魔しまして、県庁の担当部長さん、あるいは県の中央会会長さん等々と生産調整の取組について、いろいろと意見交換を行うなどの取組を進めてきております。

また、全国段階での合意書の締結を受けて、特に過剰作付けのあった県を中心に23府県においても合意書の締結を行っていただいております。また、機会あるごとに生産調整の取組に関する要請文書も出すなど、20年産では、かなり綿密な取組を進めてきたところで

す。

2ページと3ページは、特に過剰作付けの多かった重点7県の推進状況であり、県と国が連携しながら、特に濃密な取組を進めてきたところです。

続きまして、5ページですが、生産調整をこれまで進めてきておりますが、日本の水田は、どういう作物がどの程度作付けられているかということで、平成15年、19年、20年と棒グラフで並べております。16年以降の生産調整は作っていない量、いわゆるポジ数量の

配分に変更しており、19年と15年は、面積のとり方を変えておりますが、現在の考え方からすれば、統計公表値の水田面積約239万ヘクタールにどのような作物を作付けていくのかが大きなポイントになると思います。19年のデータで申し上げますと、主食用水稲作付面積が約164万ヘクタールであり、このうち過剰作付分が約7万ヘクタールあるわけです。それ以外の作物としては、麦、大豆あるいは飼料作物、野菜などの作物が作付けられているところがございます。

平成20年の目標面積を前提にすると、主食用の水稲作付面積は154万ヘクタールになり、主食用水稲以外の作物で約85万ヘクタールの水田を埋めていくこととなります。今後、この85万ヘクタールをどのように使っていくのかが大きなポイントになると思います。

続きまして、6ページ、7ページをご覧いただきたいと思います。「平成20年産米における水稲の作付状況」ということで、各都道府県の水田農業推進協議会からの中間報告に基づき20年産の水稲作付状況について、現時点での見込みの数字として取りまとめております。

7ページは各都道府県別の数字となっております。現時点で各都道府県の協議会が把握されている主食用水稲の作付面積の全国の計は、一番上の欄のとおり157万1,000ヘクタールとなっております。今年の生産数量目標の面積換算値が154万2,000ヘクタールですので、現時点で差し引き約2万9,000ヘクタールの過剰作付けが生じている結果となっております。

6ページの資料でございますが、全体の数字を少し分析しております。過剰作付県からの申告を基にオーバー面積を足し上げると、大体4万4,000ヘクタールになります。現時点で17県が目標をオーバーしているとの御報告をいただいております。それに対して30都道府県では、目標をクリアしているとの御報告をいただいております。目標に対してアンダーになっている超過達成県の数字を積み上げると約1万5,000ヘクタール程度が目標より少ない作付けということになります。

この2つを足し上げますと、先ほど申し上げたように約2万9,000ヘクタールになるのですが、実は19年産においても、地域協議会から報告いただいた数字と当方の統計の作付面積を比較した場合、それぞれの数字の間には乖離があるという実態がございます。地域協議会の積み上げ数字は、各農業者の皆さんからの報告に基づいた数字ですけれども、どうしても報告していただけない農家の方もいらっしゃいます。そういった方の面積をどのように見るのかにより、乖離が生じてしまうという問題があります。昨年の実績で申しま

すと、大体 5 万ヘクタール程度の乖離があったと見込んでおります。

現在、各地域において、統計部を中心にこのような乖離の解消に向けたさまざまな取組を進めているところであり、各地域の共通認識により、現時点で 1 万ヘクタール程度は乖離の解消ができていると考えております。それでも昨年 5 万ヘクタール程度の乖離があったことを前提にしますと、現時点で 4 万ヘクタール程度の乖離がまだ残っている可能性があるところがございます。このような点に注意しながら、現時点での作付面積を見ていかなければいけないと考えております。

なお、19 年度の補正予算において、生産調整の拡大に対応するための緊急対策を措置いたしました。この予算の現時点の執行見込みは、緊急対策を使って面積拡大した分が 2 万 5,000 ヘクタール程度という結果になっております。このようなことを総合的に見ながら、この秋に向け、さらに状況の把握に努めていかなければいけないと考えております。

8 ページと 9 ページは、今申し上げた緊急対策の関係であり、都道府県別及び重点 7 県のデータを取りまとめた表を掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

続きまして 10 ページでございます。秋田県の大潟村の関係でございます。特に大潟村は、生産調整の関係を議論する際に出てくる代表的な地域であり、生産調整に大変苦勞されている市町村でございます。この大潟村においても、今年新たに 33 戸の農家が生産調整に取り組むことになっております。この結果、村の生産調整の実施面積は 285 ヘクタール拡大したところがございますが、目標との関係では、まだまだ目標達成にはほど遠い状況となっております。

11 ページでございます。19 年産のデータを基にいたしまして、達成者・未達成者別、規模別の人数及び作付面積の分布状況について分析をしてみました。生産調整達成者は、人数ベースで 71%、面積ベースで 77% をカバーしております。一方、未達成者は、人数ベースで 29%、面積ベースで 23% となっております。

特に生産調整未達成者の欄を見ていただきますと、1 ヘクタール未満の層が相当なウェートを占めている状況でございます。全体に占める割合は、人数ベースでは 26%、面積ベースで 12% となっており、中小規模農業者のウェートがかなり高い状況が見えていただけるかと思っております。

12 ページは、生産調整に取り組んでいただいている方、生産調整に取り組んでいただけない方、それぞれどういったお考えを持っていらっしゃるか、ということで、これまでの

ろいろな意見交換を通じて聞き取った内容をもとに取りまとめております。

生産調整実施者の意識、認識のところで申し上げますと、まず、基本的には地域社会の和や地域の農協の方針に従うということで、地域の和や共同体としての和を重視するという考え方が根底にあるのではないかと考えております。また、大規模農家の方で生産調整を実施されている方のところでは、やはり米価下落による経営へのダメージがかなり大きいということで、そのような意識で生産調整に協力をしていただいている、あるいは収入減少影響緩和対策のメリットを受けるために生産調整に協力している、という考え方が基本的にあるのではないかと考えております。

また、中小規模の方で御協力をいただいている方につきましても、特に兼業先収入も非常に厳しくなっている中で、米の収入を重要視されて、米価が下落すればコスト割れになるので生産調整に協力をしている、というお話を伺っているところでございます。

一方、生産調整を実施されていない方のお話になりますが、こちらは理由がいろいろ多くなっております。まず共通してあるのは、1 つは、地域の水田の条件であり、例えば、湿田であるため米以外はなかなか栽培できない。米以外を栽培する技術を確立するのが大変だ、こういったことが一つ共通して挙げられます。

また、現在、産地づくり交付金ですとか、昨年の補正予算の緊急対策などのメリット措置がありますが、今の交付金の水準では、なかなか生産調整をやろうというメリットを感じない、という声もあります。

また、5 つ目のところですが、いざとなったら政府が米価対策を打ってくれるだろう、という期待といたしますか、そのようなことをベースに、米を作った方が得だという考えも一つあるのではないかと考えております。

また、自分が生産調整をやらなくても、ほかの大多数の生産者の方が生産調整をやってくれるので、価格はそんなに下がらないだろう、という考え。どうしてもこのような考えが基本的にあると考えております。

また、特に大規模経営を展開されている方は、独自に販路を確立されている方が大変多いと思います。そういった中で、きちんと販路を持っている方は生産調整をやるというインセンティブが働かないことがあろうかと思えます。また、価格が下がっても、これは自己責任だ、と考えている方もいらっしゃるから、このようなことを理由に、なかなか生産調整を実施しようというインセンティブが働かないということ。

また、これまで生産調整を実施してこなかったため、地域の中での数量目標の配分にお

いてペナルティーとして非常に高い転作率を課せられて、100%達成できない状況のため、結局生産調整を実施しないという方もいらっしゃるということでございます。

一方、中小規模で実施をされていない方は、庭先まで集荷業者が来て、ある程度の値段で買ってくれる。あるいは数年後にはリタイアする予定なので、それまでは自由にやらせてくれ、というようなこと。それから、基本的には自家消費、縁故米が中心なので生産調整のインセンティブが働かない。このような意識が基本的にあるのではないかと考えております。

それから、2の「生産対策（産地づくり対策等）の実施状況」でございます。

生産調整実施のメリットとして、かつての転作奨励金の流れを組んでいる産地づくり交付金が措置をされております。これまでの各都道府県の生産調整の取組の実績などを勘案しながら、各都道府県に対して13ページにあるような金額で配分されているところでございます。

この産地づくり交付金につきましては、それぞれの地域協議会で自由に単価が設定できる仕組みになっております。14ページをご覧くださいますと、それぞれ、各地域の農業の特色に応じて単価が設定されており、最高単価の分布図を見ていただければ、そういった様子が見えていただけるかと思えます。

続きまして、15ページは経営安定対策（収入減少影響緩和対策）の関係でございます。いわゆる「ナラシ」という政策でございます。この収入減少影響緩和対策は、生産調整を実施する担い手の収入が過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんする仕組みになっております。標準的収入額が、過去5年間のうち、最高・最低を除く3カ年の平均収入で算定することになっており、米価が下落する局面においては、標準的収入額が前年産の収入額よりも高くなることになるため、通常は前年産の収入額を上回る補てんとなります。

10%の収入減少に対して、そのうち9割が補てんされるという設計になっておりますので、補てん額により標準的収入の99%まで収入が回復をする仕組みになっております。

16ページでございますけれども、去年は、米価の下落幅が大きかったことから特例措置を設けております。基本的な制度設計は、米価が10%下落しても対応できる設計としておりましたが、去年、10%を超える下落と申しますか、収入減少の可能性があったことから、10%を超える部分について、国の負担分による補てんが行われるよう措置したところでございます。

17 ページでございますが、その結果、米については 10%までの収入減少に対する補てんについては、この対策への加入がない東京、大阪、それから収入が増加した北海道の一部地域を除き、45 道府県で補てんが実施されたところでございます。

また、その 45 道府県のうち、35 道府県の全部またはその一部の地域で、10%を超える収入減少に対する追加補てんが実施されたところでございます。資料には、10%を超えた A 県ということで、10%を超えた場合にどのような補てんが行われたかを掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

19 ページでは、各都道府県の補てん単価を掲載しておりますので、こちらも御参照いただければと考えております。

21 ページは、稲作構造改革促進交付金でございます。こちらは水田・畑作経営所得安定対策に加入できない方を対象とし、生産調整のメリット措置として仕組んでおります。こちらは、最高で収入減少の 9 割を上限に補てんできることになっております。一方でこの稲作構造改革促進交付金、稲構と言ってありますが、この稲構につきましては、財源の全部または一部を産地づくり交付金に融通することができることになっており、22 ページのとおり、かなりの地域協議会で産地づくり交付金に融通されている状況でございます。

収入減少の補てんとして使った場合の補てん単価につきましては、23 ページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思いますが、先ほどの「ナラシ」の各都道府県の単価と比較していただくと、基本的に「ナラシ」より低い補てん単価になっております。

次に、25 ページでは、去年の緊急対策に基づいて、34 万トンの政府備蓄米の買い入れを行っておりますが、その内訳を 25 ページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

少し飛びまして、28 ページでございます。米価格センターの価格の推移ということで、緊急対策の決定前後で米価格センターの落札価格がどのように変動したのか、グラフで掲載しております。緊急対策の決定により、米価格センターの価格は、各銘柄とも基本的に下げ止まっておりますけれども、この政府買い入れにより、どのような効果があったのかについては、十分な検証が必要であると考えております。

30 ページと 31 ページでは、米価格センターの価格と相対取引の推移のデータを掲載しております。今も御説明しましたように、センター価格については、基本的に下げどまったところであり、それに対して、取引の大宗を占めます相対取引の価格につきましては、

それほど変動していない実態となっております。米価格センターの価格については、上がったということになっておりますが、価格上昇の効果が誰に及んでいるのかということについては、十分な検証が必要であると考えております。

最後に、33 ページをご覧ください。最近の米需要の動向でございますが、米穀販売業者等とのヒアリングでは、米の需要については回復の兆しがいろいろな局面で見られるというお話をいただいております。この資料には付けておりませんが、我々は19年産の需要見通しを当初833万トンと見込んでおりましたが、6月末現在の在庫等を基にした需要実績の速報値では、853万トンと当初の需要見通しを20万トン上回る数字となっております。確かに数字的にも米の需要が回復してきているデータの結果となっております。ただ、このような動きが今後どうなっていくのか、これが定着するのかどうかということについては、今後も引き続き注意が必要ではないかと考えております。

私の説明は以上とさせていただきます。

○八木座長 ありがとうございます。

## (2) 生産調整に関するヒアリング

北海道農政部食の安全推進局長 竹林 孝氏

○八木座長 引き続きまして、ヒアリングに入りたいと思います。

各道県の皆さんには、それぞれの地域での状況を整理したものを御提出いただいております。資料をご覧いただきたいと思います。最初に、北海道農政部食の安全推進局長の竹林 孝さん、お願いいたします。

○竹林氏 ただいま御紹介をいただきました、北海道農政部で米の生産調整の担当局長をしております竹林でございます。今日の検討会では、北海道における米の生産調整の実施状況を説明する機会をいただき、感謝を申し上げます。

それでは、お手元の資料2、2枚のペーパーになっておりますが、これに基づき説明させていただきます。

まず、生産調整の実施状況ですが、北海道では、農業団体、行政が連携を取りながら、これまでも生産調整を確実に実施してきており、20年産につきましては、達成率は101.2%と見込んでいるところです。ただ、北海道におきましても、米の生産調整は約40年近い歴史があるわけで、私も担当の時代から生産調整に関わってまいりましたが、関係者の苦勞

の連続の中で達成が図られているところでございます。

特に北海道は、全国平均を大きく上回る転作が課せられており、平成の初め頃には、全国平均の4倍とかの転作でした。その中で、組織化や転作田の団地化などに積極的に取り組んでまいりましたし、一方の米づくりに関しても、転作面積の増加をある意味できっかけにして、道内における良質米地帯への傾斜配分により、米産地の再編というのも念頭に置きながら生産調整を進めてきたところでございます。

しかしながら、一番右側の表になりますが、北海道では転作を行っている市町村の数は112ですけれども、うち4市町村が未達成となっております。これまで達成を続けてきた北海道でありましても、生産調整の的確な実施には地域ごとにさまざまな課題があり、限界感を持っている地域もあるところであります。

次に、産地づくり交付金の活用状況について御説明を申し上げます。産地づくり交付金は、転作の円滑な推進に大変大きな役割を果たしており、北海道は19年度で416億円の配分を受けておりますが、先ほど申し上げたように転作の推進に当たっては、目標の達成はもちろんですが、昭和40年代の当初から、転作田の団地化あるいは生産拡大の必要な麦、大豆などを作付けした場合は加算金が講じられる仕組みを積極的に取り組んだ実績の積み上げだと思っております。

さらに、最近では産地づくり交付金を活用しながらクリーン農業、有機農業の振興、あるいは担い手への農地の集積、新たな特産作物の導入など、地域の課題や水田農業のめざすべき方向に沿った取組を支援しており、いわば水田農業の構造改革という面でも大変大きな役割を果たしているところであります。

次に、水田作経営の状況ですが、北海道米の価格は全国最低水準でございます。一方で、18年の水田経営の統計数値を右側に表示しておりますが、北海道の稲作農家はその大部分が専業農家であり、その農業所得は補助金などを含めても343万円に過ぎません。産地づくり交付金は、この中に含まれているわけですが、経営上も大変重要なものになっていると考えております。

最後に、これらを踏まえて3点ほど考え方を申し述べさせていただきたいと思っております。まず、1点目は、現行の産地づくり交付金の制度は、現地では3年間の制度と理解しており、現行の支援水準を確保していただきたいと思っております。地域で創意工夫し活用する基本的な仕組みについて、フレームを維持していただきたいと思っております。

2点目としては、現在、米粉や飼料用米の振興対策などについて、各般で検討がなされ

ておりますけれども、これにつきましては、産地づくり交付金と別途のものが望ましいと  
考えております。

3 点目といたしまして、生産調整をきちんと行っても米価が回復しない状況は、生  
産調整に協力している生産者には、大変不公平感が強い状況でございます。生産調整の協  
力者というのは、米価の維持あるいは上昇を期待し参加しているのであって、米価が下が  
った場合であっても、継続的な営農が可能となるような具体的な協力者へのメリット措置  
を今後検討する必要があるのではないかと考えております。

最後に、意見も挟ませていただきましたが、北海道からの状況報告とさせていただきます  
す。ありがとうございました。

○八木座長 ありがとうございます。

栃木県農政部参事兼生産振興課長 鈴木 崇之氏

○八木座長 続きまして、栃木県農政部参事兼生産振興課長の鈴木崇之さん、お願いいた  
します。

○鈴木氏 栃木県でございます。資料3に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

米政策改革の推進状況でございますが、ここには書いておりませんが、私どもの県では、  
配分の対象となる農家が8万3,000戸ほどございます。農林統計ですと農家数が7万5,000  
戸ということでありますので、その乖離はございますが、地主でもうやられていない方  
もおられると思います。そのうち実施計画書を提出していただいている農家が6万800戸  
であり、面積ウエートでは87%となっております。それから、統計のデータでは、米販売  
農家は4万9,000戸となっており、95%のシェアということになります。

さらに、今回の米政策改革で産地づくり交付金等のメリット措置を受ける農家は集荷円  
滑化対策に入っている農家でございますが、先ほど実施計画書を提出していただいた6万  
800戸に対して、集荷円滑化対策に加入しメリット措置を受けているのは3万4,700戸と  
なっております。

以上が、現在の概況でございますが、しからば、どのような状況になっているかとい  
ますと、(1)でございますが、これは需要量、それと面積換算、それともう1つ、先ほど  
農水省のほうからお話ございましたが、統計調査との乖離も含めてここで申し上げてお  
りますが、需要量については、33万5,440トンから平成20年産には32万1,500トンに減

らされたわけであり、減少数量 1 万 3,940 トンに見合う面積は 2,538 ヘクタールとなります。統計調査の面積からしますと、過剰作付分も含め 6,467 ヘクタール減らさなければならぬ状況です。

その結果、どうなったかと申しますと、(2) のアの 7 月末の水稲作付状況の見込みでございしますが、6 万 773 ヘクタールであり、いわゆる過剰作付けと見られるのが 1,123 ヘクタールとなっており、一番右の表に書いてありますが、既に 5,344 ヘクタールを削減したこととなっております。

(2) のイのところでございますが、県内には概ね市町村単位に協議会がございしますが、33 のうち、5 月末では 9 協議会が達成、7 月末ですと 15 協議会が達成、まだ未達成協議会が 18 あるという状況でございます。この協議会でございますが、米政策改革が始まりましたから、農業者あるいは農業者団体が主体となる「売れる米づくり」を推進するという視点から、私どもでは、協議会の会長を J A の組合長にお願いしており、大部分の J A の組合長になっていただいたわけですから。緊急対策になりまして、行政の関与が強く叫ばれ、半分ぐらいの市町村長では逆戻りしている状況です。

このように今進められておりますが、私どもから言えば、もうお米が作付されておりますので、これから達成するためには非主食用米に転換する、非主食用米として対応することしか、ないと考えております。県としては、財政は非常に厳しい中なのですが、非主食用米、飼料用米等に対しまして、新たに県単の予算で 10 アール 7,000 円を付けようということで、1,000 ヘクタール分で 7,000 万円を付けていただいたところです。また、協議会には非参加者の分も含めて調査をしなければならないということから、協議会の準備費も合わせますと 1 億円余の新たな予算を組んで対応してきたところです。

今後の対応ですけれども、非参加者の面積確認はなかなか難しいのですが、徹底して行うとことにより、実態の水稲作付けを明らかにしていこうとしております。それが、統計調査との乖離を縮小することになると思います。

(2) (3) のところは今後の対応ということであり、北海道で意見を述べられましたけれども、栃木県では 15 年までの、いわゆるネガの時代については完璧に達成しておりました。しかし、ポジの時代になり、「売れる米づくり」という視点で、あるいはメリット措置を受ける人が生産調整に参加するということになり、全員のところから実施計画書を回収することになったわけですが、そういった「売れる米づくり」ということについて、コストを下げる、あるいは良いものを作っていくということを県としては全力を上げて指導してき

たところでありますが、そのような指導と生産調整の実効性確保という点については、農家の段階でいろいろ違和感があったり、不公平感があったり、というところは否めないと思います。

栃木県の主業農家が7万5,000戸。先ほど販売農家が4万9,000戸と申し上げましたが、そのうち、いわゆる準主業農家とか副業的農家のウエートが相当高く、そういった人々にどのように理解を得ていただくかということは、生産調整の実効性確保の中では相当な課題であろうと考えております。需要に応じた生産をどのように進めていくのかということが、この米政策改革の中で、あるいは経営体の育成の中では重要なことではないかなと感じているところです。

ありがとうございました。

○八木座長 ありがとうございました。

千葉県農林水産部長 加藤 勝氏

○八木座長 それでは、続きまして千葉県農林水産部長の加藤 勝さん、お願いいたします。

○加藤氏 千葉県の生産調整に関する取組について御報告させていただきます。

平成19年産米の実施状況については、皆さん御存知のように、生産目標数量約26万6,000トンに対し約32万7,000トンの生産量となり、約6万1,000トンの超過、面積では約1万2,000ヘクタールの超過となり、福島県と全国ワースト1、2位という状況でございます。

20年産米の生産目標数量ですけれども、19年産の作付面積約6万2,000ヘクタールに対し、新たに約1万3,000ヘクタールの生産調整の拡大が求められており、19年産の作付面積の約20%、目標面積の拡大が定められたわけでございます。本県は、御存知のとおり、県土の平均標高が43メートルと、全国で最も低いことから、湿田が多いということ、また、従前から麦や大豆の栽培に適してなく、収量が北海道などの半分ぐらいであること、また、いわゆる良質ではないことから、単価自体も半分ぐらいしかない。要するに麦、大豆には全く向かないため、非常に転作は難しい状況でございます。

ただ、その中で平成20年度は、新たに国に、飼料米を生産調整の手段として認めていただきました。私どもとしては、水田を水田としてそのまま活用できることから大変ありがたいと考えております。今年度は、そういう意味で湿田でも取り組みやすい飼料米やホー

ルクroppサイレーヅ稲を重点作物と位置づけ、強力に生産調整を図ってまいりました。

具体的には、(1)～(6)に書いてありますとおり、いろいろ工夫をしております。市町村への配分に当たっても、いわゆるメリットシステムの導入、あるいは麦、大豆については、県単で約9,000万円程度の助成を措置しており、さらに飼料米についても反当たり3,000円程度を見込んだ新規事業を創設しております。

それから、1月の段階で立ち上げたプロジェクトチームによる、技術的・経営的な指導助言、あるいは県の幹部、我々の次長などが、市町村長あるいは土地改良区の長に対する、要請、あるいは国にも来ていただき、5回にわたり各地域で国と農家との意見交換を実施するなど、いろいろと転作推進に向けて努力をしてまいりました。

しかしながら、2枚目、5ページになります。生産調整の現状ですが、本県への産地づくり交付金他県に比べて極めて少ない。北海道の75分の1、茨城県の8分の1、同じように悪い福島県の4分の1であり、全体額が少なく、転作目標面積当たりの産地づくり交付金も低い状況にあります。

また、今年度から飼料米にいろいろ努力をしようと考えておりますが、産地づくり交付金が3年間固定ということで、当該年度の意欲が働かない、インセンティブが働かない、という問題もございます。また、そのような中で、転作面積を拡大すればするほど単位面積当たりの交付金が減少するという状況になっております。

それから飼料米につきましては、販売価格は大体kg当たり30～50円ということで、主食用米の8分の1ぐらいであり、緊急一時金が3年間で5万円、年1万7,000円を加算しても10アール当たりの収入は7万円程度と、実際の生産費程度にしかならず、労働費も出ない状況となっております。

私どもは、このような状況の中で、国の緊急対策事業を活用し取り組んでおり、新たに米以外の麦、大豆などが24ヘクタール、飼料米などが101ヘクタール、併せて126ヘクタールぐらいとなっており、転作が進んでいない状況となっております。自然改廃を含めると2,000ヘクタールぐらいになると思いますが、実質的な転作面積としてはこのような状況でございます。

今後も、飼料米については、現在、作付けされているところに対して、土地改良区を中心に、さらに拡大していただくよう進めております。また、米粉の普及あるいは学校給食については、全国平均が2.9回に対し、現在私どもでは3.2回と、よその県よりも多い状況であり、さらに全国一を目指して努力をしていきたいと考えております。

このような状況の中、6月20日に堂本千葉県知事より農林水産大臣に対しまして要望書を提出させていただきました。生産調整に当たって基本的な考え方としては、従前のように麦、大豆などによる全国一律の生産調整の制度ではなく、水田を水田のまま活用できる飼料米などの地域の特性に応じた取組を推進する制度への見直しが必要であり、現行制度ではとても立ち行かないと考えております。

それから、農業政策については、16年に「米政策改革大綱」が農水省において決定されたわけですが、それを1年や2年でこのように変えるのではなく、国際的な視野あるいは長期的展望に立った、いわゆる負のスパイラルではない好循環な農業を確立することが必要であり、国家百年の大計として骨太かつ安定的な水田政策の確立が急務ではないかと考えております。

具体的な対策としては、産地づくり交付金の増額を行い、全国一律でなく地域特性に応じた十分な支援をお願いしたい。特に飼料米については、今回門戸を広げていただき、緊急対策により3年間で5万円を措置していただきましたが、政策的な支援という面においては一部分であり、用意するからには首尾一貫した政策パッケージで用意していただきたいことをお願いしております。

それから、米の転作という中で、やっぱり米粉利用の一層の拡大を図り、小麦のパンではなく、米粉のパンという形で、国民の文化的な食生活自体の転換も含めた推進を図るための助成措置を要望したいと思っております。

それから、都道府県別の需要量配分方式や配分量の改善についてですが、配分に当たっては未達成県の議論がありますが、生産数量配分に当たっては「売れる米づくり」を基本理念として、合理的かつ納得できるものでなければならないと考えております。本県は600万県民で、1人当たり60キロの米を消費するとした場合、約36万6,000トンが本来の需要量となりますが、それに対して生産量は約32万7,000トンであり現在でも89%しか県民には自給率がない。自県産で賄えないという問題であり、やはりきちんとした県民への食料安保という視点も重要だろうと考えております。

また、本県は早場米の産地ですけれども、1等米が92.7%と、全国平均の約8割に対しまして10ポイントも高い良質米の産地であり、良い米が作れるところです。このようなことを踏まえ、適地適作な需要配分を行っていくことが、国民経済上も非常に重要ではないかと考えております。

それから需要量の算定に当たっては、過去において十分な転作をやってこなかったこと

から、生産調整未達成県には二重にペナルティーを課しております。具体的には、1 回未達成量の補正を行った上で、さらに生引きを行うという需要量配分は問題があることから配分量についても合理的なものにしていきたいとお願いしております。

さらに新規需要米についての問題で、これからはやっぱりミニマムアクセス米の問題もありますが、ODAを含めて米の海外への活用、あるいは世界の食料不足への対応を行う中で、積極的な米輸出への支援をお願いしたいと考えております。

いずれにいたしましても、水田を水田として活用して、日本の美しい水田が本来持つ総合的な生産力を高めることが、日本の食料自給率の向上や国民経済上の問題、あるいは国土の保全にも資すると考えております。以上、県として、6月20日に若林農林水産大臣に要望書を提出させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○八木座長 ありがとうございます。

滋賀県農政水産部技監 植田 儀一郎氏

○八木座長 最後になりましたが、滋賀県農政水産部技監 植田儀一郎さん、お願いいたします。

○植田氏 高い転作率で大変御苦労いただいている千葉県の部長の後で大変申しわけないのですが、私どもの県は資料5にありますように、転作率そのものは割と低い状況でございます。そのような中での、滋賀県の取組状況について御説明させていただきます。

まず、生産調整の達成状況でございますが、右の図の白い棒グラフ、黒い棒グラフ等が実施面積なり目標面積ですが、平成11年は、1万2,000ヘクタールほどの割り当てがありました。平成19年現在では、生産調整目標面積として計算すると1万6,687ヘクタールの面積の割り当てとなっており、1万7,258ヘクタール、103%の実施状況であり、各年度とも100%を超える達成状況となっております。ただ、先ほど申し上げましたが全国の転作率と比較すると約5%程度低い転作率となっておりますが、水田率が92%の富山県に次いで高い地域であり、そういう面では米の文化が集落ごとに定着している地域でございます。このため、生産調整がこれだけ増えてきますと、農家には一定の限界感があるという話を聞いております。

そういった中で、生産調整の特徴でございますが、滋賀県は昭和53年の水田利用再編対

策の時点から、麦、大豆を中心とし、麦においては湿害に強い小麦を作付けのメインに置き、麦、大豆を基幹作物として取り組んでまいりました。産地づくり交付金については、集落ごとの団地化による高度利用、また集落を中心とした担い手への集積を誘導するように設計しており、麦の作付けにつきましては現在 7,000 ヘクタール、大豆は 4,500 ヘクタール程度の作付けがございいます。

右下の表 2 のとおり、幾つか米の不作の年なり若干の変動はありますが、麦については、現在 7,150 ヘクタールの作付け、1 万 900 トンの生産となっております。需要者からの要請は、約 2 万 6,000 トンほどであり、6,000 トンほどのミスマッチがあるので、もう少し増やしたいのですが、現在の生産調整等の状況では、これ以上増やせない状況にあります。大豆につきましても、作付けが 4,660 ヘクタール、6,200 トンの生産量となっております。麦、大豆は生産調整面積の約 54.4%と、転作作物の中心となっております。そのほかには、野菜等の作付けがあります。

交付金の活用状況については、本体部分で 37 億 8,900 万円の交付金をいただいておりますが、そのうち基本助成や団地化助成が 82%ほどの 31 億円であり、麦、大豆の助成に使わせていただいているという状況でございます。

次のページでございますが、このような取組の中で、滋賀県の特徴として 2 点ほど申し上げたいと思います。

1 つは、滋賀県は 1,600 集落がございいますが、その内の 800 の大きな集落は、集落ぐるみで生産調整に取り組んでいただいております。そのような中で、1 点目は、この右のスケジュール表にありますように、県としては 8 月末時点で、国が 7 月末に公表した需要見通しの速報値を受け、一定の生産調整の目標面積あるいは米の需要量の見通しを概数で各市町村なり地域協議会に下ろしております。8 月末に下ろすというのは、集落の組合長さんも代わっている関係もあり、10 月中頃から、各集落で麦による生産調整を行うための播種に向けた体制づくりとか、面積の割り当てなどの取組がされます。その集落での集団転作の協議を行うための材料として、一定の目安ではありますが、県の中央会の会長を中心として県の部長等で協議した結果、この需要量情報を出ささせていただき、それを基に 10 月末から集落での取組が行われるというのが 1 点でございます。

もう 1 点は、2 つ目の○にあるように、集落ぐるみで産地育成対策に取り組んでいただかなければ、転作はどうしてもうまくいかない面がありますので、右の図の真ん中の図にありますように、まず水稻の作付農家と転作される農家との間に 10 アール当たりの所得差

を付けます。幾つかの計算式がありますが、10 アール当たりの助成を 5,000 円として、県から 10 アール当たり 1,250 円の助成金を出し、水稻作付農家が転作農家に対して、10 アール当たり 1,250 円を拠出していただきます。これにより、生産調整に取り組まれる農家にトータル 10 アール当たり 2,500 円が補償される。さらに産地づくり交付金の中でもそういう制度が柔軟に対応できるようになっておりますので、産地づくり交付金も合わせて、10 アール当たり 5,000 円の集落ぐるみのもと補償をさせていただいております。

19 年度までは、県が 10 アール当たり 2,500 円、水稻作付農家も 10 アール当たり 2,500 円で、産地づくり交付金には手を付けずに実施しておりましたが、財革法のプログラムの関係もあり、10 アール当たり 2,500 円の半額について、国の交付金も活用しながら助成しております。

ただ、この場合、集落ぐるみ県単の助成につきましては、3 つの条件があります。1 つは、集落を中心とする地区達成がしっかりされていること。それから、1 万 6,700 ヘクタールの生産調整目標面積がありますが、生産調整を実施する場合は作物作付けの取組であること。

それから、集落の中で 4 分の 3 以上がとも補償に参画されていることとしております。これは、以前の国の助成制度を参考とし、県としてこのとも補償の取組進めております。このようなことが、一つのインセンティブとなり、厳しい中でも生産調整に取り組んでいただいていると理解しております。

あと、集落営農組織、担い手への集約ということで、産地づくり交付金や経営所得安定対策の品目横断対策を活用し、集落を中心とした特定農業団体などが 459 設立されました。800 集落を中心に取り組んでおり、その内の約 6 割がこのような取組を行っており、そのような点では、麦なり大豆の取組のうち、担い手への集約によるものが 100% 近くになっている状況でございます。

最後に飼料作物についてですが、これは、これからの施策がどのようになるのか、まだ具体的な方向が出ておりませんでしたので、20 年度の県としての目標値に対する取組状況として記載しておりますが、平成 23 年、ホールクroppとして 310 ヘクタール、飼料米の数字は載っておりませんが、27 年度で 200 ヘクタールまで伸ばしていきたい。少なくとも合計 500 ヘクタール以上にホールクroppなり飼料米を伸ばしていきたいと考えております。このようなものを県の水田農業ビジョンとして、しっかり位置づけ、地域の中で国の政策とあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○八木座長 ありがとうございます。

### (3) 意見交換

○八木座長 それでは、意見交換に入りたいと思います。

どなたでも結構ですので、御発言いただければと思います。

吉田委員どうぞ。

○吉田委員 まず1つは、今日の話をついてみると、生産調整に参加していない、いわゆるタダ乗り者の問題をどのように考えていくのか議論しないと、今後の生産調整は難しくなっていると思います。今回の資料の相対価格と政府買入れ価格を見ると、昨年の政府買入れによって価格がある程度上がりましたが、結果的には生産者に余りメリットが行かなかったのではないかと。タダ乗りの方は、当然相対価格が違うので、タダ乗りの方にメリットが出てしまった。

これは、私が福島県の稲作経営者会議の全国大会に出たときに、福島県庁の方からも意見がありました。生産調整で価格を維持していく場合は、どうしてもタダ乗り者にメリットが出てきてしまうので、この辺をどのように改善していくのか、生産調整を実施していく上で、考えなければいけないと感じました。

もう1つは、5ページの20年産の水田の状況です。20年産については、水田が239万ヘクタールであり一応減っていないことを前提とした数値となっています。15年と19年を比べると、水田が約31万ヘクタール減っており、4年間で水田が10%減っているということは、農地の減少率を含めても、水田自体が荒れてきているということだと思います。

たしか千葉県の水田は改廃でかなり減っており、現実的には生産調整を実施しているということになるわけです。生産調整の現実的な姿を見ると、今回の4県は麦、大豆で大変ご苦労されていますが、結果的には、生産調整の最も有効な手段は自然改廃になってきているのではないかと。このあたりを、やはり麦と大豆、あるいは今後推進していく飼料米を考えた場合、水田をどのように維持していくのかということを含め、タダ乗り者に対するメリットを何とかなくしていくということを考え、本当に水田を守れるような体制とするために、どのような仕掛けを作っていけるのかということを感じました。

もう1つは、今年は各県、農水省も大変努力されたわけですが、結果的には17県がまだ

過剰であり、データで見ますと 23%の生産者が未達成となっている。現在の仕組みを見たときに、やはり不公平感が非常に出てきている中で、全体として不公平感を解消する仕組みをどのように作っていくのか。いろいろ今までやってきた生産調整全般について、昨年の緊急対策を含め、きちんと見直し、21年度以降考えていく必要があると感じました。

あと、滋賀県の方にお聞きしたいのですが、とも補償をやって 10 アール当たり 5,000 円となっておりますが、これは、生産調整をやらない人とやった人の所得差が大体 10 アール当たり 5,000 円であるという根拠なのでしょうか。

○八木座長 植田さんどうぞ。

○植田氏 今のとも補償の 10 アール当たり 5,000 円の考え方は、基本的に水稻の標準的な収益と、麦、大豆を栽培されて産地づくり交付金を平均的な単価で交付を受けた場合の差となっております。生産調整に参加されている方をすべて対象にした設定根拠となっております。直売をしておられる方の自分の収益はどれだけかという、設定はしておりません。基本的には、生産調整に参加されて、一定の米の所得と麦、大豆の所得でどれだけ違いがあるのかを計算したものです。

○吉田委員 ということは、やはり今の仕組みでも米を作った方が、麦、大豆の所得より、10 アール当たり 5,000 円ぐらい有利だということですか。

○植田氏 通常の経営試算をしますと、地域の産地づくり交付金の交付を受け、集団で取り組まれた麦、大豆の所得と稲作の所得とでは、大体 10 アール当たり 5,000～6,000 円程度の差が出るということで、その差額を助成するという考え方になっております。

○八木座長 水田面積について、需給調整対策室長どうぞ。

○村井需給調整対策室長 資料の 5 ページの水田面積の関係でございますけれども、15 年と 19 年で非常にわかりづらい形で掲載をしており、大変申し訳ないと思っております。今、吉田委員から、平成 15 年の約 270 万ヘクタールのお話がありましたが、これは※で書いておりますように、平成 15 年まではいわゆるネガ面積を配分するという手法で生産調整の取組を進めていたわけでございます。ネガ面積、ネガ配分の時代は、棒グラフの右のところにある、果樹や樹園地、あるいは改廃など、既に生産調整として定着した面積も含めて、トータルで約 270 万ヘクタールが潜在水稻作付面積と捉えていたところであり、この数字をベースにしていたところでした。

したがって、15 年から 19 年にかけて、30 万ヘクタールの水田面積が減ったということではございません。ちなみに、19 年の約 239 万ヘクタールは、田本地面積の数字にな

りますが、平成 15 年の田本地面積は約 244 万ヘクタールであり、水田面積としては約 4 万ヘクタール強の減少という状況になっております。

○八木座長 ほかにございますか。

吉田委員どうぞ。

○吉田委員 7 ページの超過達成、目標オーバー県と未達成県のところですが、未達成県のところは何となくわかるのですが、超過達成のところは、滋賀県のように一生懸命やっておられて目標を達成しているところ、例えば九州あたりなどは、もう生産意欲を失っているということなのか。自由に作らせたときに戻るのか戻らないか。その辺の判断は、どうなのでしょう。

結局▲印のところは、滋賀県さんの話を聞いてわかったのですが、大変努力された結果であります。九州あたりで聞くと、果たして自由になってもどうなのかという話もあり、生産調整を進めるときに、その辺の判断が今後の政策の上でも随分重要じゃないかと考えているのですが。

○八木座長 何か情報がありますでしょうか。

○村井需給調整対策室長 九州ということでは、私も個別に話を聞いているわけではありませんが、確かに県によっては、その年の目標数量がプラスになり水稻の作付面積を増やせることになったにもかかわらず、なかなか現場が作付けを増やすという動きにならないという県があるということも事実でございます。今、委員からお話があったように、それぞれ地域の状況を踏まえながら、いろいろ考えていく必要はあるのではないかと考えております。

○八木座長 大南委員どうぞ。

○大南委員 資料 6 ページの緊急対策についてお伺いしたいのですけれども、この緊急対策については、私もかなりの効果が上がるものと期待していたわけですが、結果として計画で 10 万ヘクタールの生産調整拡大面積に対し、執行見込みはその 4 分の 1 の 2 万 5,000 ヘクタール程度になっております。

中でも 9 ページでは、過剰作付解消重点推進 7 県の合計で、20 年産の要生産調整拡大面積は 6 万 3,790 ヘクタールに対して、執行見込みが 1 万 907 ヘクタールとなっており、約 17%程度になるかと思えます。この 7 県の中でも緊急対策の取組にバラツキがあるわけですが、特に秋田県の緊急対策執行見込み面積が 4,090 ヘクタールと、他の県に比べて突出しておりますが、何か特別の取組をされたのかどうか、わかる範囲でお伺いしたい

と考えております。

○村井需給調整対策室長 今お話がありましたように、確かにこの7県の中で秋田県のデータを見ると、緊急一時金の執行面積等は他の県に比べ多い状況になっております。秋田県における生産調整の取組状況については、この7県の中でもかなり特徴的な面があります。要するに大多数の市町村は従来から生産調整目標を達成していらっしゃいますが、先ほど大潟村の関係の数字を御紹介させていただきましたが、大潟村を含めて特定の少数の市町村で生産調整の目標が達成できない、生産調整に取り組んでいないことから、このようなオーバー面積になっている状況でございます。

昨年のデータで秋田県のところを見ていただきますと、19年産の生産調整の未達面積は約4,700ヘクタールのオーバーであり、今年はそのに対して9,000ヘクタールとなっております。大体4,000ヘクタール強の目標面積の拡大となっております。実際、先ほどお話ししましたように統計との乖離の問題もございますので、最終的な作付面積の数字がどうなるかは、秋田県についてもまだわからないところはあります。

10ページの大潟村のところをご覧くださいますと、昨年の目標面積が4,137ヘクタール、そのに対して984ヘクタールの転作ということで、目標に対して大幅に転作面積が下回っている状況でございます。

今年目標が4,436ヘクタールで、約300ヘクタール目標面積が増加しております。そのに対して転作の実施面積が昨年より約285ヘクタール増加となっており、今年、目標面積が増えた分については、何とか大潟村でもこなしている状況ではないかと考えております。

恐らく他の未達の市町村も、同じ傾向になっていると考えており、これまで転作に取り組んでいなかったところも、今年増えた分は何とかこなしている状況。他に従来から取り組んでおられた市町村は、引き続き生産調整目標を達成されていると考えております。

このように、秋田県の場合は、今年拡大した分については、何とか生産調整を拡大した実績が上がってきており、昨年の過剰面積を20年産においても引きずっている状況ではないかと推測しております。ただ、県でも細かく各地域の取組状況を分析しているわけではないので、あくまでも私の推測ということで御理解いただければと思います。

○八木座長 奥村委員どうぞ。

○奥村委員 今、吉田委員から、生産調整の達成県が過剰転作をしているのはどういうことなのか。との御質問について、産地の事情をご説明いたします。生産調整のガイドライ

ンを消化するためには、個人の生産者が多少は数字をオーバ儿的に消化しなければ、全体的な調整ができない状況にあります。60%以上の転作率を抱えている私どもの地域としては、過剰転作はしたくないという思いで取り組んでおり、これぐらいの数字は自然的に出てこざるを得ないことを御理解いただきたいと思います。

この検討会も、やっと前向きな方向に議論が進んでいくのだと承っておりますが、この20年産の取組の中で、長年取り組んできた生産調整の難しさが、あらためて、形として出ていると再認識しております。

現在、例えば米は作付したけれども、秋までの間に、生産調整を達成するため飼料米やその他主食用以外の用途への変更に向け、それぞれ御努力いただいているところであり、極端なことは申し上げたくありませんが、しかし、このような取組をしても、生産調整の実施面積を目標面積と同じにすることは不可能に近いと感じております。

ただ、いろいろと資料を示されておりますが、生産現場の実態を見ると、高齢化も進んでおり、以前より生産力が大きく減退していることは事実であります。ここでお示しいただいた、20年度の生産調整の目標面積は85万ヘクタールですが、米ばかりでなく世界の食料事情が大きく変化をしている、あるいは政治家の一部からは、生産調整なんか止めてしまえといった極端な御発言もあるようですが、例えば止めたとしても、19年度の転作面積75万ヘクタールの半分も主食用に戻ってこないと思っております。これは本当に感覚的な思いですが、北海道は60%を超える生産調整を実施していると申し上げましたが、「今、水田に戻したい者は自由に作っていいぞ」と言っても、恐らく10%も戻らない、復活できないと思います。全国的に見ても同列ではないかと思っております。

潜在生産力がこの程度あるという農水省の試算の数字ですが、現状で、本当の潜在的な生産力がどの程度あるのかをしっかりと踏まえて、先ほどの吉田委員の御発言のように、将来展望に結びつくような議論を行っていく必要があると思います。大きく計算根拠を見間違えて議論をしても、何のメリットにもならないと思っております。

それと、世界の食料事情についても申し上げましたが、最近の新聞で米粉の話題が活発に取り上げられておりますが、個人的にも、国内の自給率が大きく低迷している中で米粉に取り組むとすれば、例えば、米粉と麦を混合すれば、主食の一部に取り込まれることとなり、自給率向上の観点から見ても貢献することになるのではないかと。

国民の食料として、主食だけでなく別な用途に向けた活用の方法があるとすれば、米もこれ以上の生産調整を行わず、主食以外の用途でこれからの将来の展望が切り開けないの

か。先ほど申し上げたように潜在能力も含めて、そのような検討に入っても良い時期に来たのではないかと考えております。この検討会が結論を導くまでの間に、是非、そのような検討が行われることを期待したいと思います。

○八木座長 今、奥村委員から生産調整を無くしても基に戻らないのではないか、という発言がありましたが、この点についていかがですか。栃木県、千葉県、滋賀県のそれぞれの方で御意見がありましたら、お聞かせいただきたいのですが。

鈴木さん、いかがでしょうか。

○鈴木氏 先ほど申し上げたとおり、栃木県では自給的農家が15%ぐらいであり、副業的農家が2~3割、その次が準主業的農家となっておりますが、副業的農家の人々が高齢化しております。65歳以上のところでは、戻る・戻らないよりも、これから水田を誰が耕し・維持していくのか、誰がどのように司っていくのか、私どもは非常に心配しております。何とか維持していく経営体を急いで作っていかないと、耕作放棄地になりかねないと非常に心配しているところです。

○八木座長 加藤さんどうぞ。

○加藤氏 今の、栃木県さんからお話がありました。また先ほど、国のデータがありましたが、1ヘクタール未満、三反農家というのでしょうか、そのような方の生産した米は、飯米や縁故米であり、販売をするという考え方は余りないわけでございます。今後、それらの小規模農家の方々が、お年寄りである自分の代で終わって、耕作放棄地がどんどん増えていくだろうと思います。

そういう面で、それらをきちっと担えるよう担い手を作っていくことが必要だと考えております。

我々の耕作放棄地は、ほとんどが水田です。湿田であり、農業機械が入らないところがあるなど、要するに手が掛かるため、水田が耕作放棄地になってしまう。最近もある人が、耕作がしやすすくないので止める、ということをして市に言ってこられました。市町村でもなかなか受け手と出し手のマッチングができないという状況です。やはり、担い手をきちんと作っていくことが重要だと考えております。水田を水田としてどのように活用できるのか、転作というよりも、むしろ水田を水田として活用していく方向性を生産調整の中でどのように取り入れていくのが重要ではないかと考えております。

○八木座長 植田さんどうぞ。

○植田氏 滋賀県の中でも中山間なり市街化区域については、即水田に戻れるのか、米に

回帰できるのか、という問題がありますが、基本的に平坦部の生産調整実施の集落等見ると、今、千葉県の部長のお話のように、水田を水田として使いたいと思っておられます。その場合、麦、大豆は、大体転作の50%であり、それ以外の作物はむしろ水田へ回帰したいという要請も強くありますので、もしも政策上で水田の有効活用という取組をしていただければ、かなりの部分は水田に戻ると考えております。県としては、市町村なり農業団体を中心に、集落に対して生産調整をお願いしておりますが、本来は自ら取り組む課題だということで要請しております。そういった点では、協力して行っている状況であり、意識でもあるので、かなりの部分は、水田あるいは米に戻ることが十分可能であると思っております。面積的にどの程度であるかは、掴みにくい面がありますが、水田として活用したいという声が強くなることは事実でございます。

○八木座長 竹林さん、奥村委員の発言がありましたけど、何か補足的な御意見はございますか。

○竹林氏 奥村委員は、北海道の米地帯の主力である岩見沢の御出身でございますので、奥村委員のおっしゃったとおりだと思います。復田の可能性ということですが、やはり復田するとなると、今まで畑地で使っていたところを水田にするためには、畦の整備などが必要となります。今の北海道の水田農家は、中型機械化体系の中で、例えば15ヘクタール用のコンバインを持っていれば、大体15ヘクタール限界まで作っている農家が多い状況です。このため、さらに生産拡大をする場合は、機械などに新たな投資が必要になりますし、米は長期的には需要が減少していくわけですので、そこまでして投資を行うのか、といった問題がありますので、復田はそれほど大きな数字にはならないと思います。行政的な方向性を示す、あるいは農業団体が指標を示す上でも、復田をさせてまで、ということなかなかできないのではないかと考えております。中期的に見れば、北海道は、転作の問題ばかりでなく、現在の水田農業の生産力、生産構造をどのように維持していくのかが大きな問題だと思っております。

以上でございます。

○八木座長 阿部委員どうぞ。

○阿部委員 12 ページの生産調整実施者と非実施者の意識という取りまとめの要約については、本当にそうだと思います。それと、ただいま4人の方々の御報告を聞いて思いますのは、転作をきちんと行って生産調整できる。特に麦、大豆でできる適地は、みんな生産調整をやっているということ。現場では、不適地をどうするのかということで悩んでお

り、身につまされる思いです。そして、いわゆる不適地は生産調整の達成面積の中にカウントされても耕作放棄地になってしまう、あるいは未達成になってしまう。実際はそういう形になっていると思います。

現場では、生産調整に精一杯挑戦しております。そして、これは現場の農家の意見ですが、もはや生産調整に対する限界感がかなり高まってきている。つまり、もはや担い手として規模拡大した農家さえも、意欲を失い始めている。生産調整そのものが担い手の意欲を削いでいる実態になっていると思います。私は、4人の皆さんの報告を聞いて、ますますそのように思いました。

結論として、先ほど奥村委員も言われましたが、生産調整がなくなれば、一体どれだけ水田に戻るのか。その潜在生産力をきちんと見極めて、水田を水田として活用する方策を集中的に議論してみるべきではないかと思っております。そして、もし仮に水田を水田としてフル活用するという道が開けてくれば、これはまた新たな担い手へのモチベーションにつながっていくと思っております。

農水省には、水田を水田として活用していくためにも、潜在生産力を見極めることを行っていただきたい。もし、水田のフル活用という方向性を考えるのであれば、現状を見ていけば、当然過剰になるわけです。ですからその場合には、第一に食用米と非食用米にきちんと区分をし、非食用米に対する価格の支援政策をきちんと打ち出していき、といった新たな政策展開が必要ではないかと思っております。

現状において、現場の農家は、もはや生産調整に疲れ切っており、限界の極に達している。私はそのような認識で今後考えるべきではないかと思っております。

○八木座長 竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 1つは農水省事務局に対してのお願いであり、次は、滋賀県に御質問したいと思います。3番目は、まだ議論がこれから続くと思えますけど今のような議論について。

最初の農水省の御説明で、30ページにこの間の緊急対策前後のセンターの価格と相対価格の比較をしたものがあります。ここは技術的な問題を含めて理解不足なので、このような現象をどのように理解したらいいのか、今日でなくて結構ですので少し整理して教えていただきたいと思っております。

それから、滋賀県の御報告で、資料5の右下に、「麦・大豆の生産状況」のグラフがございます。麦の作付面積を見ると、ピークが平成15年で、その後下がってきて、今7,150ヘクタールになっています。他方で大豆を見ると、平成15年がやや少なく、その後増えて

います。全体の生産調整は表1にあるように増えておりますが、麦は平成15年に大きく減少して、その後少し回復していますが、平成15年のレベルにはまだ至っていない状況となっております。転作の中身が麦から大豆に動いたのか、あるいは平成15年を境にして重要な変化があったのかお伺いしたいと思います。

3番目は、今の議論についてですが、これからはこの議論が続いていくと思います。今日、私が頭を整理し申し上げる準備はありませんが、感覚的な話として幾つか言えることがあるのは、250万の農家の戸別の行動について、マクロの需給として実験するのは非常にリスクであると率直に思います。

このような状況に近いことが過去にございました。昭和47～48年頃ですか、第1次石油ショック、それから世界食料危機、ローマ危機宣言があったと思います。国際的にも穀物価格、飼料価格等が高騰して、砂糖が世の中からなくなるのではないかとということで、備蓄対策等いろいろやったわけですが、狂乱物価も起きました。そのときに復田が相当規模で行われ、その後に2回目の大きな過剰が発生したという経験を持っております。したがって、実験というのはなかなか難しいというのが1番目でございます。

2番目は、この研究会のタイトルにあるように販売、つまり需要に合うような生産の体制をどうしたらいいのかということです。主食用の需要はどうか、それ以外の米粉その他の需要はどうか。これは価格を抜きには語れないわけですし、価格については、御説明にあったような関係ですから、強大な補償の仕組みでもない限り、この大きな政策転換は非常にリスクであると思います。

今、皆さんから、現地、現場の指導者としての御苦勞をよくお伺いしました。この御苦勞や知恵をさらに続けていただくことは、いずれにしても必要ではないかと思っております。

生産調整をやめた場合、供給力がどのくらい顕在化するかを見極めるということは、農水省の事務方にお願ひする声が幾つかありましたが、私は、それは酷ではないかと思っております。数字は幾らでもできます。できますけれども、250万人の農家の行動結果をかなりの確率で予測して数字化することは、恐らく神技に近いと思っております。250万の生産農家には、いろいろなタイプがあり、それに及ぼす影響を予測するのは非常に難しいと思っております。

したがって、それは一種の実験に近いことになるので、その実験が裏目に出た場合、つまり過剰が発生して米価が急落した場合、現場、生産者段階における農政の混乱となり、大変なことになるのではないかと。

しかし、3番目に言えることは、米は過剰で他作物は供給不足だという極端なアンバラ

ンスの状態、基本的に米の生産を自由にすることは大丈夫なのかということがあります。ただ、主食用米が圧倒的な量であり、その相当部分を米粉等で代替するという見通しは、当面は立てがたいわけですから、1%ぐらい下がってくる、消費が戻ってきたと予測するのは、よほど慎重に考える必要がある。

このような中で、結果的にどのように需給を維持するのかは引き続き基本的な問題だろうと思います。それに対して、今そういう世界だけを見ると、技術的に悪条件が増えてきており、その悪条件をどう克服していけるのか、引き続き課題であるということを十分踏まえておく必要があると思っております。

○八木座長 平成15年以降の麦の生産量について、植田さんどうぞ。

○植田氏 資料5の右下の表で1点だけお断りしたいのですが、平成15年の「麦・大豆の生産状況」ですが、棒グラフは作付面積で、平成15年の麦については7,860ヘクタールが作付されました。15年は14年に比べて生産調整の面積が1万3,764ヘクタールから1万5,157ヘクタールに増えましたので、麦の作付面積も増えております。ただ、麦の生産量は、折れ線グラフで下がっておりますが、平成15年は、6月上旬から中旬の長雨により不作や収穫皆無の地域もあり、1万6,700トンしか収穫されなかったところです。その後、大豆を播くわけですが、反収も低かったのですが、長雨で麦の収穫が遅れると、大豆の播種の遅れ、あるいは播種ができなかったこともあり、15年の大豆は作付面積が減っております。16年以降については、生産調整面積の50数%の割合となっております。

○八木座長 よろしいですか。

米本委員どうぞ。

○米本委員 30ページの表は農水省から提出された表ですが、少し補足させていただきます。30ページなり31ページの入札価格と相対価格の乖離ですけれども、入札価格は、入札した翌月末渡しということで、その都度契約していきませんが、相対価格は、その時の入札価格をベースにして、数ヶ月の引取期限で契約することとなります。

契約については、引き取り期限が翌年の10月末であったりするので、契約ベースでは相対価格と入札価格はイコールになりますが、これは出荷ベースですので、上がる前に契約したのを入札価格が上がってから引き取っております。北海道産は、入札分を残されてこのように入札されていますが、去年は先安感があったので、他の県はできるだけ早く契約していただけたところに契約していこうという意向があったこと、また、買い手である需要者の方は、年間通じた価格で仕入れをしたい、契約をしたいという要望もあり取引され

てきたところです。

例えば宮城県産ひとめぼれを見ていただくと、10月29日の緊急対策が出るまでは、我々も推進してきましたが、契約は3割ぐらいしか進みませんでした。ところが、この緊急対策が出た後、宮城県産ひとめぼれは入札が11月でなくなっておりますが、政府買い入れが11月28日から12月7日に行われたことから、その間に先高感が出て、一挙に契約が進んだところです。ここで契約を止めることも出来たのかもしれませんが、当初は先安感の中で早期契約を進めてきたことから、この流れを止められなかったところです。

○村井需給調整対策室長 32ページの19年産の販売進捗の話については、先ほど説明を省略しましたが、今、米本委員から宮城県産米の状況についてお話がありましたが、これは各主要銘柄について、それぞれの月ごとの販売進捗の状況のデータを載せております。見ていただくとわかりますように、今、米本委員からの御説明のとおり、19年産については、18年産と比較するとかなり早いスピードで契約が進んでいたことがわかります。こちらも御参考にしていただければと思います。

○八木座長 大木委員どうぞ。

○大木委員 今日、お話を伺って、それぞれの県で御苦労されていることがよくわかりましたが、説明資料を見ますと、うまくいかない未達成のところは1ヘクタール未満の小規模農家であり、その理由は自家用や高齢化だろうと思います。

また、米以外の新しい技術を活用することも難しいということは消費者としてわかります。これを強制できないとすれば、もうこの辺が、生産調整をする限界かと思っております。一方で、生産調整にたくさんのお金を掛けています。新聞記事などを見ると、調整のために500億円掛けているという説明が出ています。

生産調整が限界であるなら、そのお金をもっと消費拡大に使ってはどうかと思っております。どんどん作ってもらって消費拡大すれば良いと思います。私がいつも主張しております学校給食です。学校給食にも本当においしいお米を使って、米粉パンにもお金どんどん使ってもらえば良いのではないかと思います。

先ほども米粉パンについて、千葉県からお話がありましたが、そういうものに使ってもらい、そこに力を注ぐという方向にして、水田をできるだけ今までのとおりにはしていただきたい。瑞穂の国ですから、このところに頑張りたいと消費者として思っております。

○八木座長 柴田委員どうぞ。

○柴田委員 生産調整の議論はずっとこの検討会の中でも繰り返されてきていますが、話を伺えば伺うほど、もの凄く精緻なデータのやりとりと各生産者段階、県の段階が力こぶを入れながらやってきて、それ自体もの凄い労力が投入されていると思います。

要は、ここの部分はもはや数字で微調整をしようとしても、先ほどの阿部委員のお話では、生産者サイドの潜在力が失われつつあるということであり、日本の農地等が改廃しつつあるということだと思います。それに、なおかつ細かな調整を繰り返しており、このようなことを前提にしていくのは、やはり世界の食料の事情を考えると、もはや私は無理があるのではないかと思います。

先ほどは、あまり話は出てこなかったわけですが、輸出の部分とか、積極備蓄というのでも考えていくときが来ていると思います。国全体の中で調整をしていくということだと思います。生産の部分だけで、需要もみなしの需要であり、過去の延長線上でいくと40年間下がってきたわけであり、今、局面が変わろうとしているような気がいたします。

○八木座長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

最後に資料についてお願いしたいことがあります。34、35ページに、「米の流通の現状」という参考の図を示していただいております。いろいろとデータを駆使して大変いい図を作っていただいたと思っておりますが、「販売」を軸とした米の検討会ですから、最終消費のところを少し揃えていただけないかというのが1つです。

一般消費、外食・中食事業者等の消費、それから、上の加工用等、それから政府米向け、その他というのが最終に来ると思いますが、それを揃えていただきたいと思います。あと、価格です。例えば10キログラム精米当りに換算して、どのぐらいの価格で販売をされているのか。価格にどのぐらいの幅があるのかということも、お示しいただきたいと思います。

また、日本ではあまり議論になっておりませんが、アメリカあたりの精米業者協会というのは強力なロビー活動をやって、御承知のようにガット・ウルグアイラウンドで米も俎上に上がり、アメリカ通商代表部に2回提訴したという経緯がございます。また、タイでも、ライスセンターの精米業者の位置はかなり重いものがあるような気がします。それで、どういう業者の方がどのぐらいの精米のシェアであるのか。資料を見ると、生産者で自分が精米をして販売をしている量が135万トンあるということであり、少しその辺のところもお示しいただいて、生産から消費のところまで一貫した図として完成していただけると大変ありがたいと思います。

それでは、本日の会議はこのあたりにさせていただきます。

各道県の皆さんには、お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございました。

#### (4) その他

○八木座長 では、最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○村井需給調整対策室長 長時間にわたり御議論をいただき、ありがとうございました。  
事務局から幾つか御連絡事項がございますので、お伝えします。

まず初めに、検討会委員の変更でございます。奥村委員におかれましては、このたび 6 月 26 日付でホクレンの副会長の職を辞されて、これを機に農協系統団体の役職から御引退されたということでございます。これを受けて、奥村委員から、今回の引退にあわせて検討会の委員についても、ホクレンの副会長の後任に譲りたいというお申し出がございました。事務局といたしましても、ホクレンと協議をいたしまして、お申し出に沿った方向で整理をさせていただくことといたしましたので、委員の皆様にご報告を申し上げます。

○八木座長 奥村委員、お疲れさまでした。御引退され、検討会も交代されるということで、誠に残念ですけれども、今後とも健康に留意され、機会があれば、またいろいろと御指導を賜りたいと思います。

それでは、奥村委員、一言ごあいさつをお願いいたします。

○奥村委員 御指名いただきましたので、大変貴重な時間、恐縮でございますが、一言退任のごあいさつをさせていただきたいと思います。

先ほどの議論にもありましたが、米の需給の均衡が崩れてもう 40 年近く経過し、その中で農家の構造も大きく変化をし、そして先ほども申し上げたとおり、現場では高齢化も含めて、あるいは経済的にも非常に疲弊が進んでおります。さらに、最近の経済事情では、原油の高騰に端を発した資材の高騰、石油価格の 6~7 割といった極端な値上げを含めて、生産現場では、生産コストの減少について、限界の極に達しているという状況にあり、日本農業の将来は、本当にこれからどうなるかと大変心配な場面に来ております。

これは米ばかりでなく、酪農あるいは畑作も含めての話ではありますが、特に日本農業を代表する米の問題については、長年、農水省を初め各行政機関の大変な御心労のもとで取り組んできているところであり、先ほどのような状況の中であって、世界の食料状況等も近年本当に様変わりをしようとしているところです。これについては、先ほど竹内委員か

らも、「かつてもそういう歴史があった」とのお話がありましたように、しっかり景気を見極めなければならないということについては、全くそのとおりだと思います。

ただ、国内の自給率が極めて低迷をしていることも確かでありますから、米の用途が多少変わっても、自給値にカウントができて、そして生産現場が少しでも活性化するような方策があるとするれば、主食のことだけに議論を重ねているばかりでなく、別な用途の展望も論議の中に含めながら別な視点で考えなければ、新しい発想が生まれてくるということは不可能に近いと思います。是非、別な角度からの御論議をいただき、この「販売」を軸とした米システムが、何とか将来、日本農業のいい方向に向かって機能していただくよう心から祈念をしたいと思っているところでございます。

また私につきましては、北海道農業といったものを代表する立場でこの検討会に参加させていただいていると認識しておりますので、先ほど日程表も見させていただきましたが、年末までまだまだ会議をたくさん準備されているようですので、是非、私の後任に委員の交代をお願いしたいという勝手なお願いを申し上げましたところ、御理解をいただきましたことに対しても、心から感謝を申し上げたいと思っております。

委員の皆さま方におかれましては、以前の米検討会から御同席をさせていただいた委員さんも何人かおられるわけで、なかなか思うような発言につながらず、そしてまた、結果的にも非常に苦勞していることについては、本当に御苦勞の極みと申し上げて過言ではないと思っておりますが、これから先も、是非、これまでのいろいろな経過を踏まえて、建設的な御検討をいただきますよう心からお願い申し上げながら、退任に当たってのごあいさつに代えさせていただければ幸いと考えているところでございます。長い間お世話になり、ありがとうございました。(拍手)

○八木座長 どうもありがとうございました。

奥村委員に代わります新しい委員につきましては、次回、御紹介申し上げますことといたします。

○村井需給調整対策室長 続きまして、参考として配付をさせていただいております「今後の検討会スケジュール」について、簡単に御説明をさせていただきます。

委員の皆様からいただきましたスケジュールを踏まえまして、可能な限り多数の御出席をいただける日として事務局で整理をいたしました。委員の皆様にはお忙しいことと存じますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、次回の第16回検討会では、21年度予算の概算要求の状況などについて御説明を

させていただく予定でございます。

日時は、9月2日火曜日の10時から、場所は本日と同じく農林水産省三番町共用会議所を予定しております。少し間隔が開きますが、よろしく願いいたします。

○八木座長 それでは、本日は活発な御質疑、御意見をありがとうございました。

以上をもちまして本日の検討会を終了いたします。

閉 会